



石井一憲がナカボーテック<1787>株式の大量保有報告書を提出



ナカボーテック<1787>について、石井一憲が12月10日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「株式会社ナカボーテックと取引関係のある企業が株式会社ナカボーテック株式の取得により、相互間の親睦関係の増進に寄与する」によるもの。

報告書によると、石井一憲のナカボーテック株式保有比率は、6.26%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年3月29日。